

社会福祉法人むべの里 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人むべの里（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員(理事及び監事)および評議員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（理事）については、報酬、賞与及び退職手当（独立行政法人福祉医療機構）を支給する。
- (2) 非常勤役員等(理事・監事、評議員)については、報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡等により退任したものに支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員（理事）に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当金については、独立行政法人福祉医療機構の定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程第15条に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員(理事・監事)に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて、定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員（理事・監事）が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費・日当・宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表第4の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月20日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規定第3条に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。
- (3) 退職手当金については、退職した後に支給する。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じた時には、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。